

令和2年度

恵庭市社協 事業計画

目 次

1	基本方針について	1
2	懸案・重点施策について	2
3	組織・職員体制について	3
4	体系別事業実施計画について	4
5	主な会議・行事日程等について	8

社会福祉法人

恵庭市社会福祉協議会

1 基本方針

国では、高齢化や人口減少が進む中、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

恵庭市においても、急速な少子高齢化の進展を始めとする地域社会の変容は住民同士のつながりの希薄化として現れ、孤立や孤独死、虐待、生活困窮等、多種多様な福祉や生活に関わる課題が顕在化していることから、それらの様々な課題に対応するため関係機関と連携・協力していく必要があります。本会においても、国が目指す「地域共生社会の」の実現に向け、各種地域福祉活動における連携の強化を図ります。

さらに、成年後見人の普及・啓発を推進するための研修会や講演会を開催すると共に、親族の後見を希望する方や本会が法人として受任するケースも増加傾向にあることから、市民後見人養成講座を開催するなど、後見実施体制の充実を進めます。

また、今年度は本会の「第5期地域福祉実践計画」の最終年度を迎えるにあたり、これまでの取り組みの成果と新たな課題や見直し事項等計画全体の検証及び評価を行い、その結果を踏まえ本会を取り巻く諸課題の変化に対応するため、引き続き令和3年度から5か年を計画期間とする「第6期地域福祉実践計画」を策定いたします。

このようなことから、令和2年度においては、第5期地域福祉実践計画の目標である「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり」の実現に向けて、各種地域福祉活動における連携の強化、成年後見支援センターの推進及び市民後見人の養成、第6期地域福祉実践計画の策定など、社協活動への期待の高まりに応えるべく、こうした様々な課題に積極的に取り組んで参ります。

2 懸案・重点施策について

(1) 第5期地域福祉実践計画の推進及び第6期地域福祉実践計画の策定

地域福祉実践計画は、「わがまちの社協がどのような福祉のまちづくりをめざしているか」を地域住民の皆様に明らかにするものであり、恵庭市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための基本計画である「恵庭市地域福祉計画」と連携を図り策定しています。第5期計画は平成28年度～令和2年度までを計画期間としており、今年度は最終年度となります。それぞれの事業項目を着実に推進し、的確な進行管理を行います。さらには、これまでの取り組みの結果と新たな課題や見直し事項等の計画全体の検証・評価を行い、その結果を踏まえ本会を取り巻く諸課題の変化に対応するため、令和3年度～令和7年度までの5か年を計画期間とする「第6期地域福祉実践計画」を策定します。

(2) 地域福祉活動における連携の強化

国が目指す「地域共生社会」の実現にむけ、本会においても平成29年度より恵庭市から委託を受け設置した「第1層生活支援コーディネーター」を中心に、市内各地域包括支援センターに設置する「第2層生活支援コーディネーター」と連携しながら、持続可能なふれあいサロンの運営支援、小地域ネットワーク活動で展開されている見守り活動等からの地域課題の抽出、担い手となるボランティア活動者の養成など、各種地域福祉活動における連携の強化を図ります。

(3) 成年後見支援センターの推進及び市民後見人の養成

平成28年度より恵庭市からの委託を受けた恵庭市成年後見支援センター事業においては、毎年相談件数が増加し、これによって申立支援並びに本会が法人として後見人に就任するケースも増加しております。

令和2年3月末現在延べ17件受任しており、法人後見の履行補助として市民後見人養成研修修了者7名が、後見支援員となり活動しております。

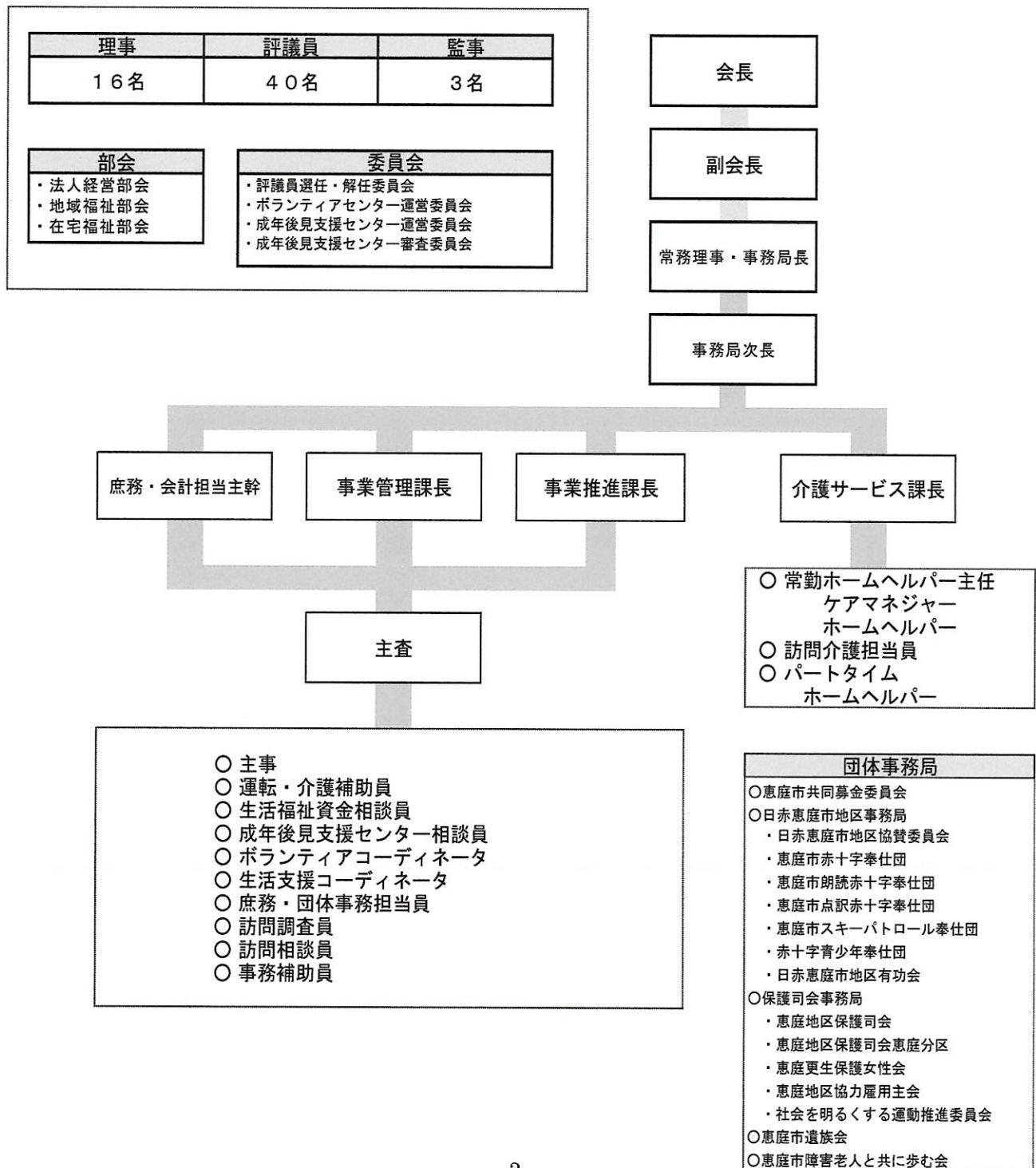
今年度は、成年後見人の普及・啓発をさらに推進するための研修会や講演会を開催すると共に、親族の後見を希望する方や本会が法人として受任するケースも増加傾向にあることから、千歳市社会福祉協議会と合同で市民後見人養成講座を開催し、後見実施体制の充実を図ります。

3 組織・職員体制について

社協は、下図の組織構成で運営されています。

【令和2年度社協組織機構】

令和2年4月1日予定



4 体系別事業実施計画について

基本理念：「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり」

【基本目標1】地域で支えあう、つながりづくりを推進します。

住民参加や協働による福祉活動の支援とともに、地域・住民による「支えあいや見守り」が注目されています。

引き続き、重点推進項目として地域福祉推進の中核的事業として推進している「小地域ネットワーク活動」及び「ふれあいサロン事業」等を推進し、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【小地域ネットワーク活動の推進】

1. 小地域支えあい指定事業
2. 小地域支えあいバックアップ事業
3. 小地域支えあい交通費支援事業
4. ふれあい交流会助成事業
5. 年末年始ふれあい支援事業
6. 安心・安全・福祉のまちづくり研修会

(2) 重点推進項目【ふれあいサロン事業の充実】

1. ふれあいサロン事業
2. ふれあいサロン団体への情報提供

(3) 重点推進項目【社会福祉功労者等の顕彰・ふれあい福祉まつりの開催】

1. 社会福祉功労者等の顕彰、ふれあい福祉まつりの開催

【基本目標2】ボランティア活動の推進と福祉の心を育みます。

超高齢社会を迎え、高齢者の生きがい・社会参加に向けた環境整備や制度外の福祉ニーズに対してボランティア支援を求める相談も増加しています。

引き続き、重点推進項目として「ボランティアセンターの運営」、「ボランティアの養成」及び「児童生徒のボランティア活動の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【ボランティアセンターの運営】

1. ボランティアセンターの機能強化
2. ボランティア登録の推進
3. ボランティアへの活動支援
4. ボランティア団体交流会の開催

5. 災害ボランティアセンタ一体制の整備
 6. 恵庭市介護支援ボランティアポイント事業の推進
- (2) 重点推進項目【ボランティアの養成】
1. ボランティア研修会の開催
 2. ボランティア体験プログラムの実施
 3. ボランティア活動の手引きの作成
- (3) 重点推進項目【児童生徒のボランティア活動の充実】
1. 学校におけるボランティア活動、福祉教育の支援

【基本目標3】地域生活での安心と自立をサポートします。

成年後見制度における相談・普及啓発・法人後見の実施等を行う「成年後見支援センター事業」において権利擁護の総合的な推進を図るとともに、「生活困窮者自立支援事業」では、自立相談支援機関として連携・協力のもと経済的に困窮された方等への支援を行っていきます。

また、社協への理解、潜在的な生活課題や福祉課題等のニーズに対応するため、情報提供の強化に努めます。

重点推進項目として「情報提供の工夫と充実」、「権利擁護の推進」、「生活困窮者への支援」及び「相談体制の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

- (1) 重点推進項目【情報提供の工夫と充実】
1. 社協事業の情報提供・出前講座
- (2) 重点推進項目【権利擁護の推進】
1. 成年後見支援センター事業
- (3) 重点推進項目【生活困窮者への支援】
1. 生活困窮者自立支援事業
- (4) 重点推進項目【相談体制の充実】
1. 各種相談事業の実施

【基本目標4】安心した暮らしを支えるサービスを提供します

社協が介護保険サービス等を含めた在宅福祉サービスを行う意義を踏まえ、サービス提供を通じて地域の課題や福祉ニーズの把握を行い、既存の制度・サービスの対象にならないニーズも含め、必要な支援や援助に向けた体制整備を図ります。

重点推進項目として「各種福祉サービス事業の推進」及び「介護保険サービス等の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【各種福祉サービス事業の推進】

1. 在宅高齢者等配食サービス事業の推進
2. ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
3. 家族介護者介護用品支給事業
4. ひとり暮らし高齢者訪問サービス事業
5. 寝たきり高齢者等訪問理美容サービス事業
6. 寝たきり高齢者等布団丸洗い・乾燥・消毒サービス事業
7. 单身高齢者福祉電話貸与事業
8. 高齢者等外出支援サービス事業
9. 重度心身障がい児者通院外出支援サービス事業
10. 福祉車両貸出事業
11. 福祉用具貸出事業
12. 歳末見舞金交付事業
13. 歳末大掃除サービス事業
14. 新しいサービス・事業についての調査研究・受託の検討
15. 生活支援体制整備事業

(2) 重点推進項目【介護保険サービス等の充実】

1. 訪問介護事業、居宅介護支援事業
2. 居宅介護事業・行動援護事業

【基本目標5】地域福祉を推進する社協組織を強化します

地域福祉を推進する団体として円滑な事業運営を行うためには、市民に信頼される法人運営が必要です。

そのために、組織・事務局体制の充実強化、経営状況や活動内容の情報公開の徹底と中長期を見据えた財政基盤の確立が求められます。

重点推進項目として「計画の推進と管理」、「組織体制の強化」、「持続可能な財務運営の確立」及び「行政や各関係機関団体等との連携」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【計画の推進と管理】

1. 地域福祉実践計画の進行

(2) 重点推進項目【組織体制の強化】

1. 組織運営体制の充実・強化
2. 事務局（職員）体制の充実・強化

(3) 重点推進項目【持続可能な財務運営の確立】

1. 社協会費への理解と協力依頼、自主財源の確保

- 2. 愛情銀行の運営と周知
- 3. 共同募金活動への協力
- 4. 外部監査の実施

(4) 重点推進項目【行政や各関係機関団体等との連携】

- 1. 行政や各関係機関、福祉団体との連携
- 2. 福祉団体事務局の運営

5 主な会議・行事日程等について

社協では、主催する会議及び行事、さらに事務局等を担っている団体等が主催する会議及び行事を実施しており、令和2年度における主な会議・行事日程等は次のとおりです。

(1) 社協主催・共催及びボランティア関係会議及び行事

【社協主催分】

区分	日 程 等		摘 要
①三役及び三部会長会議			会長・副会長・常務理事及び三部会長で構成し、法人運営諸調整、理事会・評議員会開催に伴う議案調整等を行う。
・開催時期	必要に応じ適宜開催		
②理事会			法人の業務の決定を行う。
・開催時期	6月 12月 3月		
③監事（監査）			業務執行の状況及び財産の状況について監査を行う。
・開催時期	5月 8月 11月 2月		
④評議員会			予算・事業計画をはじめとする重要事項について議決を行う。
・開催時期	6月 3月		
⑤理事・監事・評議員全体会議			社協では、毎年7月1日から同月31日を社協会費納入月間としており、これに向けた全体会議（特別賛助会費）。
・開催時期	6月		
⑥評議員選任・解任委員会			4年任期または欠員補充する評議員候補者を選任するために設置。
・改選年に開催	概ね2月～4月		
・臨時開催	必要に応じ適宜開催		
⑦部会⇒必要に応じ、部会長が招集。			専門的事項について、会長の諮問に答え、又は意見を具申するために設置。
⑦-1 法人運営部会			法人の運営、財務管理等について協議。
・開催回数	必要に応じ適宜開催		
⑦-2 地域福祉部会			地域福祉の推進、サービス利用支援等、実践計画管理評価について協議。
・開催回数	必要に応じ適宜開催		
⑦-3 在宅福祉部会			在宅福祉サービス、介護保険サービス等について協議。
・開催回数	必要に応じ適宜開催		

⑧顕彰審査委員会		顕彰規程に基づき会長顕彰該当者を審査するために設置。
・開催時期	9月	
⑨成年後見支援センター運営委員会		センターの円滑な運営と効率的な事業の実施を図るために設置。
・開催時期	5月 3月	
⑩成年後見支援センター審査委員会		センターが受任する案件について審査するために設置。
・開催時期	随時	
⑪苦情等の解決体制		苦情等の解決に関する規程により、苦情等の解決体制を整備。
・関係処理	規程に基づく	
⑫外部監査		財務管理の適正化と経理の事務処理を整備するために実施。
・開催時期	2カ月に1回 (年6回)	
⑬ふれあいサロン交流会		社協に登録しているふれあいサロン団体の方々の情報交換と交流の場。
・開催時期	2月	
⑭安心・安全・福祉のまちづくり研修会		小地域ネットワーク活動の円滑な推進と資質向上を図るため、地域で福祉活動に携わる方々を対象に開催。
・開催時期	2月	
⑮職員会議（管理職等会議・課内会議）		職員会議は、事務局長からの伝達、職員間の協議・調整・報告等の場とともに、職員研修の場としても活用。
・定例開催	毎月上旬開催 (年12回)	
・臨時開催	必要に応じ適宜開催	
⑯ケアカンファレンス		介護サービス課職員（ホームヘルパー等）を対象とする職場研修等。
・開催時期	月2回開催 (年24回程度)	

【社協・共募共催関係】

区分	日 程 等		摘 要		
①社協・共募共催実行委員会	<table border="1"> <tr> <td>・開催時期</td> <td>6月 10月</td> </tr> </table>		・開催時期	6月 10月	共催事業実行委員会設置要綱に基づき、共催で行う事業に関して協議・検討を行なうために設置。
・開催時期	6月 10月				
②社協・共募役員評議員研修会	<table border="1"> <tr> <td>・開催時期</td> <td>6月</td> </tr> </table>		・開催時期	6月	共催事業実行委員会における事業計画に基づき実施。
・開催時期	6月				
③社会福祉功労者表彰式・ふれあい福祉まつり	<table border="1"> <tr> <td>・開催時期</td> <td>11月14日（土）</td> </tr> </table>		・開催時期	11月14日（土）	市民の方々に地域福祉及び社協、共募活動について理解をいただくため、ふれあいの場として開催。
・開催時期	11月14日（土）				

【ボランティアセンター関係】

区分	日 程 等		摘 要		
①ボランティアセンター運営委員会	<table border="1"> <tr> <td>・開催時期</td> <td>5月 2月</td> </tr> </table>		・開催時期	5月 2月	ボランティアセンター運営規定に基づき、センターの円滑な運営と効果的な事業の実施を図るため開催。
・開催時期	5月 2月				
②ボランティアセンター交流会	<table border="1"> <tr> <td>・開催時期</td> <td>1月</td> </tr> </table>		・開催時期	1月	登録ボランティア同士の交流を図るために、団体・個人向けの交流会を開催。
・開催時期	1月				
③ボランティア体験プログラム	<table border="1"> <tr> <td>・開催時期</td> <td>7月～11月</td> </tr> </table>		・開催時期	7月～11月	ボランティア参加のきっかけづくりとして、朗読・手話・点訳・要約筆記の4コースを開催。
・開催時期	7月～11月				
④ボランティア研修会	<table border="1"> <tr> <td>・開催時期</td> <td>年2回</td> </tr> </table>		・開催時期	年2回	ボランティア参加のきっかけづくり、活動者のスキルアップを目的に研修会を開催。
・開催時期	年2回				
⑤ボランティアポイント登録説明会	<table border="1"> <tr> <td>・開催時期</td> <td>3ヶ月1回程度</td> </tr> </table>		・開催時期	3ヶ月1回程度	ボランティアポイント活動登録にあたり、ボランティア活動の基本や心得を説明。
・開催時期	3ヶ月1回程度				
⑥ボランティアポイント更新説明会・交流会	<table border="1"> <tr> <td>・開催時期</td> <td>各年1回</td> </tr> </table>		・開催時期	各年1回	ボランティアポイント登録者のスキルアップ及び交流を目的に開催。
・開催時期	各年1回				
⑦ボランティアポイント施設職員研修会	<table border="1"> <tr> <td>・開催時期</td> <td>年1回</td> </tr> </table>		・開催時期	年1回	ボランティアポイント登録施設職員を対象とした研修会を開催。
・開催時期	年1回				

(2) 団体事務局として関わる会議及び行事について

■恵庭市共同募金委員会関係

- ①三役打合せ会議、理事会、評議員会、監査、共同募金委員会審査委員会
- ②10月1日からの街頭募金運動への取り組み
 - ・街頭募金調整会議、大口募金委員会、運動開始に向けての町内会へ事前協力依頼等、セレモニー（10月1日）、市民団体による街頭募金
- ③12月1日からの歳末募金運動への取り組み

■日本赤十字社北海道支部恵庭地区関係

- ①日赤恵庭市地区関係
 - ⇒道日赤、地区長（恵庭市長）との調整、北海道大会
- ②日赤恵庭市地区協賛委員会関係
 - ⇒役員会、総会、日赤社資、義援金募集
- ③恵庭市赤十字奉仕団及び同分団（4分団）関係
 - ⇒役員会、総会、新年会等
- ④その他奉仕団関係
 - （点訳奉仕団、朗読奉仕団、スキーパトロール奉仕団（休会中）、青少年赤十字奉仕団）
 - ⇒総会出席、助成金申請等

■恵庭地区保護司会関係

- ①恵庭地区保護司会関係
 - ⇒役員会、総会、定例研修会、更生保護功労表彰者祝賀会、懇親会、部会（総務、研修、事業、学校連携事業、社会参加活動の5部会）
恵庭地区更生保護サポートセンター
 - ②恵庭地区保護司会恵庭分区関係
 - ⇒役員会、総会、新年会、保護観察官定期駐在、分区自主研修、社明作文募集（7月）・審査（9月）・優秀賞伝達
 - ⇒保護司候補者検討協議会開催（年1回～2回）
 - ③“社会を明るくする運動”恵庭市推進委員会関係
 - （a）推進委員会総会、役員会、企画・推進部会の開催
 - （b）“社会を明るくする運動”及び青少年非行・被害防止全国強調月間（7月1日～7月31日）関係
- ⇒上記（a）で記載している推進会議等での検討を踏まえ、6月中に、強調月間に向けた事前の取り組み
- ・市庁舎前に横断幕の掲揚
 - ・市内小中学校及び市内の主要施設にポスター掲示及び看板設置
 - ・広報「えにわ」に掲載

・各町内会・自治会を通じ、啓発パンフレット配布

⇒6月下旬又は7月1日を目途に強調月間セレモニーを開催し、街頭啓発会場に移動し、街頭啓発活動。さらに、団体の行事に併せた「啓発・広報」活動。

⇒7月、作文コンテストの募集（中学2年生を対象）

④恵庭更生保護女性会関係

⇒役員会、総会、事業計画に基づく各種事業活動に係る調整支援

社明運動への協力、関係機関団体との連携調整

⑤恵庭地区協力雇用主会関係

⇒役員会、総会、合同自主研修、社明運動への協力、関係機関団体との連携調整

■恵庭市遺族会関係

①役員会、総会、新年会、青年部、研修会

②道及び市主催の戦没者追悼式参加

③北海道護国神社例大祭

(3) 協力団体として関わる会議及び行事について

■恵庭市障害老人と共に歩む会関係

①役員会(毎月年12回)、総会、忘年会、研修会・研修への参加

②すずらん託老の実施(毎月開催+バス旅行=年12回)

③ふれあい訪問・電話相談

④会報発行(年4回)・ふれあいまつり参加ほか